

【重要】農振計画の全体見直しに伴う手続き休止のお知らせ

= 令和8年度に農家住宅や農業用倉庫の建設を検討されている方へ =

栗山町農業振興地域整備計画の全体見直しに伴い、以下の期間、用途変更や除外の申請受付を一時休止します。

受付休止期間：**令和8年5月1日～令和9年3月31日**

受付休止期間前に、農用地区域から除外や用途変更を希望される方は、**令和8年4月末日**までに申請をしてください。

特に、農家住宅や農業用倉庫などの建築を予定されている方はご注意ください。

解説：農業振興地域整備計画・農用地区域とは？

農業振興地域整備計画：栗山町が農業生産に必要な農用地等の確保及び農業の健全な発展を目的として農地等を指定した計画です。栗山町の大部分の農地等が該当します。

農用地区域：主に農地や農業用施設が農用地区域に指定されています。
指定されている土地については、住宅建築等の農地転用が制限されています。

【問い合わせ】栗山町農林課 農林業グループ（電話：73-7515）